第3回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

（南丹市福祉保健部福祉相談課）

令和4年度第3回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会　議事録

開催年月日　令和4年12月5日（月）午前10時00分～

開催場所　南丹市役所　１号庁舎　3階　防災会議室

委員の総数及び出席者数並びにその氏名

　（1）委員の総数　　　6名

　（2）出席者数　　　　6名（Zoom参加1名）

　（3）出席委員（敬称略）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **役職** | **氏名** | **選出区分** | **備考** |
| 委員長 | 松田　めぐみ | 京都弁護士会 | 縁法律事務所 |
| 副委員長 | 上田　浩平 | 成年後見センター・リーガルサポート京都支部 | 上田司法書士事務所 |
| 委員 | 大釜　訓 | 京都社会福祉士会 | げんてん社会福祉士共同事務所 |
| 委員 | 榎原　克幸 | 学識経験者 | 南丹市社会福祉協議会　常務理事（事務局長） |
| 委員 | 若井　淑子 | 学識経験者 | 南丹市社会福祉協議会　生活相談課 |
| 委員 | 船越　由美 | 学識経験者 | 京都中部総合医療センター　地域医療連携室(Zoom参加） |

(4）オブザーバー（敬称略）

|  |  |
| --- | --- |
| **氏名** | **備考** |
| 今井　昭二 | 京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター |

（5）事務局

福祉相談課　橋本課長、中西課長補佐、西村課長補佐、村上主事、市来主事、

林相談支援員

1　開会

【司会】

　定刻になりましたので、令和4年度　第3回　南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会を開会させていただきます。

　司会を務めさせていただく南丹市権利擁護・成年後見センター長兼福祉相談課長の橋本でございます。よろしくお願いします。

　本日は、ZOOMでのご出席も含めまして、全委員に出席いただいておりますので、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条第2項の規程により、本委員会が成立していることを報告いたします。

2　委員長あいさつ

【委員長】

　中核機関等の利用促進も京都府内の一部の地域を除きまして、各自治体進んできている状況であります。亀岡市は本年4月に設置し、京丹波町も来年4月中旬の設置に向けて動き始めています。私は京丹波町の委員なので、隣町なので連携等あるかと思いますがよろしくお願いいたします。

3　報告事項

【司会】

　続いて議事に入らせていただきますが、議事については、南丹市成年後見制度の利用を促進するための条例第13条の規定により、松田委員長に議長をお世話になります。

【委員長】

　議長を務めさせていただきますので、円滑な議事が進行できますように、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

（1）ケース報告

≪議事録非公開≫

（2）市民後見人支援について

【委員長】事務局から報告をお願いします。

【事務局】

　市民後見人が誕生して、先日フォローアップ研修の様子が京都新聞に掲載されましたので、お知らせします。

 では、 市民後見人の活動報告をさせていただきます。

≪A市民後見人≫

受任形態はリレー型、弁護士との受任になります。類型は後見類型です。

令和4年8月A市民後見人とセンターとの3箇月報告と面談を実施しました。

後見活動記録の付け方や報告書の内容に関して助言をさせていただき、今後のケース対応を深めさせていただきました。

12月中にセンターとの6箇月面談の予定です。リレーに関しては、この間特に大きな問題もなく進んでいます。

≪B市民後見人≫

　受任形態はリレー型、社会福祉士との受任で保佐類型です。

令和4年8月1日に、センターの声掛けで、保佐開始に伴う支援者、関係者による顔合わせも兼ねたケース会議を実施しました。被保佐人の認知面の課題など、今後の課題に関しての協議を行い、当面の支援の体制や2名の保佐人の役割分担を確認しました。9月15日には、B市民後見人とセンターとの3箇月報告と面談を実施しています。

今後の予定ですが、来年1月には、センターとの6箇月報告と面談を予定しています。

（3）情報交換

【委員長】

　続きまして、（3）情報交換について、事務局からお願いします。

【事務局】

　各会からの活動の報告等、何かありましたらお願いいたします。

【A委員】

　物価高騰もあり、権利擁護事業の方の支援の中身もかなり厳しいものがあります。法人後見をさせていただいている方もですが、サービスを利用していただくのにも、サービス利用料がかかり、欲しい物が買えないようなことにならないようにしたいのですが、どうしても何かを選択しないといけない、あきらめていただかないといけない、そんな家庭の方も大変増えています。（権利擁護事業の利用料については）京都府下は非課税世帯に関しては公費負担していますが、財政的に厳しいとのことで、今後有料化になることが思案されています。

最低賃金が上がり、生活支援員に払う報酬は上がっていくが、利用料は押さえているので、運営が大変になっています。今後利用料が有料化となった場合、利用を控える方が出ないかと心配しております。

　成年後見制度利用支援事業への質問ですが、財源が厳しいことは理解しているのですが、亀岡市がやり方を変えられたりする中で、南丹市でも何か変わっていく動きはあるのかをお伺いしたいと思います。

【事務局】

　南丹市も京都府内外の市町の状況につきまして、色々な例があるので検討はしています。しかしながら財源のこともあり、積んでは崩し積んでは崩しの状態です。今すぐは難しいのですが、検討は続けていきます。

４．協議事項

（1）南丹市成年後見制度利用促進基本計画（素案）意見交換

【委員長】

事務局から説明をお願いします。

【事務局】

協議事項（1）「成年後見制度利用促進基本計画」（第４期南丹市地域福祉計画・地域福祉活動計画）の素案について説明いたします。

1ページをお開きください。「計画策定の背景と目的」が書かれています。第3期計画より、地域課題や地域福祉推進の理念・方向性を共有化し、より具体的・効果的な取り組みを行うことができるよう、市が策定する「地域福祉計画」と社協が策定する「地域福祉活動計画」を一体的に策定しておりましたが、記載にありますように、慢性的な課題である少子化・高齢化はもとより、近年、課題の複雑化・多様化や、生活・地域に関する課題が一層複雑化するなかで、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大によって、個別課題は一層深刻化しています。地域の支え合いやつながりづくりの地域の福祉力を向上させることを目指し、今期も引き続き一体的に策定することとしております。

続きまして、3ページをお開きください。ここでは、地域福祉計画および地域福祉活動計画、両計画の概略や関係について、また本計画の制度上の位置づけ等を記載しております。下から2行目に、「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第14条第1項に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」を包含します。」と明記しました。

4ページには、南丹市の各計画との関係を示しています。この図の中にも「地域福祉計画、地域福祉活動計画」の下にカッコ書きで、「成年後見制度利用促進基本計画」としております。

続いて、5ページをお開きください。「計画の期間と策定体制について」説明いたします。（1）計画の期間は令和5年から令和9年の5年間。（2）計画の策定体制については、

今回の計画策定にあたり、住民の皆さまの意見や意向を把握した方法について、協力いただいた関係者を記載しています。

運営委員会の皆様には、後見業務に携わっている支援者(専門職団体）として7月29日に作業部会に出席いただき、アンケート結果の共有と、支援者としての率直な思いを意見交換いただきました。ありがとうございました。

権利擁護に関する部分をどのように住民の意見・意向を把握したのかにつきましては、市民アンケートの中に権利擁護に関する質問項目を入れました。また高齢・障害の各事業所、支援者（ケアマネージャー・相談支援専門員）へのアンケートを実施し現状の把握を行うとともに、当事者団体の皆さまとの意見交換会を行いました。

8ページに「（3）当事者団体との意見交換会における主なご意見」として、参加いただいた団体名は明記しておりませんが抜粋してまとめています。

参加いただいた団体は、障害児者の親の会、精神障害者家族会、介護者家族の会、老人クラブ（欠席）、市民後見人、社会福祉協議会　福祉サービス利用援助事業の担当者・支援員、オブザーバーとして、地域福祉計画推進委員会の委員でもある大谷大学の志藤教授に出席いただきました。当日は、南丹市の今の現状を事務局（社会福祉協議会・市）から報告させていただき、そのあとはグループワークを行いました。ここではそのグループワークで出た意見を抜粋してまとめています。

グループワークのテーマは「成年後見制度を必要とする人が利用しやすい制度にするためには」として、利用者が感じる課題について話し合いをしていただきました。「成年後見制度という名称は知っているが、具体的な情報がなく詳細が分らない。」「成年後見制度を利用すると途中でやめられない話をテレビで見て、問題があるように感じている。」「個人が後見人になった場合、その方に何かあったときにどうなるのか不安。」「費用が高いイメージがある。」「高齢者や障害のある方に後見人への報酬が支払えるのか？」「成年後見制度の説明会に参加してもわかりにくい。」「南丹市で美山だけが園部の家庭裁判所の管轄ではなくて、京都家庭裁判所まで行かないと相談が出来ない。」「お金、通帳を他者に預けることに強い拒否感がある等の意見が出ました。」

福祉サービス利用援助事業の支援者からは、本人との契約なので家族が了解しても本人が拒否すれば（福祉サービス利用援助事業の）契約が出来ない。福祉サービス利用援助事業の支援の中で「食事、趣味など優先することは人によって様々で、どこまで本人の意思を尊重すればいいのか難しい時がある」等、率直なご意見をお聞きすることができました。

「課題解決に向けてどのような方法があるのか」につきましては、本日の意見交換会のようにざっくばらんに話し合えると制度に対する理解が進むのではないか、身近な支援者から成年後見制度についての話題が出ると、もう少し広がるのではないかとのご意見をいただいています。

やはり「制度がわかりずらい」と皆さんおっしゃっていたことと、やはり万能な制度ではなく課題はあるが「判断能力が不十分な身寄りのない方等にとっては、無くてはならない制度」なのだということを当事者団体の方がおっしゃっていたのが印象的でした。

　14ページに本計画の基本理念を示しております。基本理念につきましては、事務局や作業部会のなかで検討を重ねた結果、第2期計画から継承しておりましたものを引き続き継承し「みんなでつくる、誰もが安心して、つながりながら住み続けられるまち」としました。

　基本目標は1　住民が主体的に取り組む地域づくり、2　総合的な相談・支援体制づくりと2つの目標をあげております。　16ページに、施策の体系を示しています。18、19ページは課題解決・サポート体制について、44ページからは基本目標2　総合的な相談・支援体制づくりについて書かれています。

49ページをお開き下さい。（5）権利擁護機能の強化「現状と課題」を記載し、「住民・地域の声」は市民アンケートから、権利擁護に関する制度の認知状況は、福祉サービス利用援助事業は7割以上、成年後見制度を5割以上の方が知らない状況です。南丹市権利擁護・成年後見センターは7割以上の方が知らない状況です。権利擁護に関する制度の利用意向は、「利用したいと思わない」方は1割程度。また各種制度を知らない方は、知っている方に比べて利用したいかどうか「わからない」の回答割合が高くなっています。成年後見制度アンケート調査からは、各事業所においても、成年後見制度や福祉サービス利用支援事業により対応可能な内容が十分理解されておらず、制度や事業利用の必要性の判断を正確に行えていない可能性が考えられます。成年後見制度や福祉サービス利用援助事業で課題や問題だと感じることとして、本人の理解・同意を得るのが難しい等、制度利用以前の課題の割合が高い傾向がみられました。

　「支援者の声」は、7月29日に運営委員会の皆様にも一緒に入っていただいた作業部会の意見をまとめたものになります。作業部会の中では、支援者の中でも支援の方針について意見が分かれるケースがあり、支援者の意識の統一も重要。申立て時に利用者（被後見人等）に十分な説明がされていない場合があり、受任後に苦労するケースも多い。本人の意思の尊重をどう担保するかがテーマかもしれない。支援者のチーム、ネットワークで考えていくことが必要。ご本人の意思を確認しながら支援を進めていくことになるが、提案した内容とは異なる回答を出されるケースもあり、本人のご意思を優先して進めていくが、悩ましい場合もある。相談に来られる方は、どうしようもなくなってから来られる方が多いが、そうなる前に相談に来ていただけるような啓発などが必要ではないか等の意見が出されました。直接支援に携わっている関係者からは、やはり制度につながるまでの大変なご苦労を話されていました。

50ページは権利養護機能の強化。51ページの部分が成年後見制度の利用促進（利用促進基本計画）になります。第4期計画の5年間の方針（目標）と取組を標記しております。

52ページ、53ページに関しましては、今の推進体制、コラムを掲載しています。53ページの中核機関、相談窓口のイメージ図につきましては、生活相談センター、包括支援センター、基幹相談支援センター、成年後見センター、皆一緒に連携しながらしているというところで円でつながり連携しながら支援を進めているイメージです。簡単ではありますが、事前に読んでいただいていて、何かご意見いただけることがありましたらご意見いただければと思います。

【委員長】

　只今の、事務局からの説明に対して、ご意見、ご質問はありませんか？

　特にないようですので、次の協議事項に移ります。

（2）市民後見人フォローアップ研修について

事務局から説明をお願いします。

今回は時間の関係もありますので、次回の会議で次年度のフォローアップ研修について、検討いたします。

【事務局】

　市民後見人フォローアップ研修についてお伝えさせていただきます。

今後の研修に関して皆様にご意見をお伺いしたいと思います。

フォローアップ研修の今後に関してですが、フォローアップ研修は候補者名簿の登録者を対象に行うということは決まっていますが、令和5年度以降の研修の持ち方、内容につきまして皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

開催日時、回数については、センター設置とコロナ感染拡大のタイミングが重複したこともあり、年1回10月頃の開催になっています。来年度もこのペースで、名簿登録者の質の担保やモチベーションの維持は可能かをお尋ねしたいと思います。もう1つは、内容に関してです。アンケートではグループワークを希望する声が大きいが、グループワークや事例、センター、家裁への報告書を中心とした、フォローアップ研修で来年度もいいのか？市民後見人受任者及び候補者双方に学びのあるカリキュラムや、外部講師による座学など、来年度のフォローアップ研修に関してのご意見をお伺い出来ればと思っています。南丹市のフォローアップ研修は実際に受任している方と、受任のない名簿登録の方がいて、どこの市町もモチベーションの維持や質の担保でご苦労されていると思うのですが、令和5年度どのようにしていけばいいのか、皆様のご意見をお伺い出来ればと思います。

【委員長】

　今の事務局からの説明に対して、ご意見や質問のある方はいらっしゃいますでしょう

か？

【B委員】

　研修に対して意見だけ述べさせていただきます。

南丹市の養成講座は29年度で終わっているんですよね。おそらく成年後見に対する関心は非常に高まってきていると思っていまして、養成講座を実施していってもいいのかなと思っています。もちろん第一義的には市民後見人を養成する目的があると思いますが、この広報・啓発が中々上手く進んでいないなら、養成講座を受けてみようかと思う人は、今までよりも多いのではないかなと。そこで自分の知識等を高めたいと思われる市民の方も多くいらっしゃるのではないかと思っていて、この制度の周知とか、養成講座は頻繁にやっていってもいいのではないかとの意見を持っています。その中から更に登録に繋がればラッキーくらいで、どんどんやっていってもいいのではないかなという気がしました。意見になります。

【委員長】

　養成講座は予算の関係で難しかったりするのでしょうか？

【事務局】

　センターが出来て、市民後見人も動き出しているということで、市民後見人による後見活動を継続をしていかなければならないという観点では、次の市民後見人の養成も必要になってくると思います。ただそれをいつの時期にするのかは検討が必要かと思います。今、名簿登録している方は13人いらっしゃいます。そのうちの2人が実際に活動を始められていますが、今後は登録されている方の活動につながることと、市民後見人材を増やしていくこと両方考えていかなければならないと思っております。

【委員長】

　（市民への）成年後見制度自体への啓発としてであれば、市民後見人フォローアップ研修を兼ねて大々的にやってもいいのかも知れません。

【委員長】

　これで本日の協議事項を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

５　閉会

【事務局】

　本日は、南丹市成年後見制度利用促進基本計画（素案）について、説明、協議させていただきました。12月9日から3週間の予定でパブリックコメントの予定になっております。また何かお気づきになられたことがありましたらご意見いただければと思います。皆様のご協力により、南丹市における成年後見制度利用促進のための基盤は整ってきましたし、近隣の市町に先駆けた取り組みもできて来たと思っておりますが、一方で、まだまだ制度を必要とする方や支援者に正しく伝わっていないのが現状です。この基本計画策定を契機として、さらに取組が充実していくよう、皆様のご助言やご支援をお願いしたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

【司会】

閉会にあたりまして、副委員長にごあいさついただきます。

【副委員長】

　本日も長時間ありがとうございました。閉会の挨拶で毎回お金の心配の話をしていますが、先程A委員からも物価高騰のお話があったのですが、今年の10月から医療費の2割負担の方がぐっと増えまして、11月28日のニュースで同じように介護保険の負担割合も2割負担者の基準を引き下げる検討がされていて、今後2割負担が増えるのではないかという流れになっているように感じています。医療費以上に介護費は定期支出ですから、そのニュースを見て多分危なくなるのではないかと思う人は、貯蓄は十分ではないが、大企業を勤め上げたとか、公務員を勤め上げた等で年金は充実している方が、大丈夫だろうと思い高めの有料老人ホームやグループホーム、サービス付き高齢者向け住宅とかに入居していた場合、負担割合が増えて困窮するという方がこれから出て来るのではないかと心配しております。

何をもって困窮者というのかですが、もしそれで高い施設に居続けることが出来なくなったとして、それですぐに特養に入れるかというと難しく、家に帰ることも難しい、そのような困窮者が今後増えるのだろうなと心配をしております。せっかくの機会なので、こういった情報交換をおこなって、また支援を充実させていければと思います。次回もよろしくお願いいたします。

【司会】

　これをもちまして、閉会とさせていただきます。ありがとうございました。